

新特約発売のお知らせ ～「メディフィットS」に新たな特約が加わり、がん保障が拡大～

メディケア生命保険株式会社(社長:寺崎 啓介、以下「メディケア生命」)は、8月19日から医療保険「メディフィットS」(正式名称:入院保険)に、新特約「がん診断特約」「抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約」を加え、がん保障を拡大します。(腫瘍用薬＝しゅようようやく)

「がん診断特約」「抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約」について

近年、がん総患者数は増加する一方、がん治療を取り巻く環境も変化し、がんの治療法はますます進化・多様化しています。メディケア生命では医療保険において現在のがん治療におけるお客様のニーズに応えるため、「がん診断特約」「抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約」を開発しました。これにより「メディフィットS」は一般的な病気やケガでの医療保障に加えて、手厚いがん保障をご提供します。

■「がん診断特約」の特徴

がんになったときの経済的な負担に備える特約です。

- ①初めてがんと診断確定されたときに、がん診断給付金(一時金)をお支払いします。
- ②2回目以降は、前回のお支払理由に該当した日から起算して2年を経過した日の翌日以降に、診断確定されたがんによる入院を開始したときにお支払いします。
 がん責任開始日以降に診断確定されたがんが完治していない場合でもお支払対象となります。
 * がん責任開始日、診断確定については、P2をご参照ください。
- ③上皮内がんも同額保障です。

■「抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約」の特徴

多くの方が受けられており、がんの三大治療のひとつでもある抗がん剤(腫瘍用薬)による治療を、長期にわたってサポートする特約です。

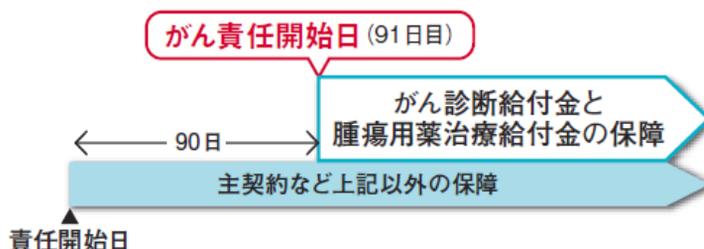
- ①入院または通院での抗がん剤(腫瘍用薬)による治療を保障します。
 * 給付金のお支払対象については、P2をご参照ください。
- ②給付対象を腫瘍用薬に限定することで、お手頃な保険料を実現しています。
- ③保障は一生涯です(更新タイプではないので、保険料はあがりません)。

特約名	給付金名	保険期間	お支払理由	お支払金額	お支払限度
がん診断特約	がん診断給付金	終身	[初回] がん責任開始日以後の保険期間中に初めてがんと診断確定されたとき [2回目以降] 直前のがん診断給付金の支払理由に該当した日から起算して2年を経過した日の翌日以後に、診断確定されたがんの治療を目的とする入院を開始したとき	がん診断給付金額	通算限度なし 2年に1回のお支払限度
抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約	腫瘍用薬治療給付金	終身	がん責任開始日以後に診断確定されたがんの治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において腫瘍用薬にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象となる入院または通院(往診を含む)をしたとき	腫瘍用薬治療給付金額	通算限度なし 同一月に1回のお支払限度

■ がん責任開始日について (がん診断特約、抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約を付加した場合)

* 腫瘍用薬=しゅようようやく

- がん責任開始日とはがん診断給付金および腫瘍用薬治療給付金の保障を開始する日のことをいい、これらの特約の責任開始日からその日を含めて91日目のことをいいます。
- がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合、がん診断特約と抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約は無効となります。
- 保険料の払込免除については、責任開始日から保険契約上の責任を負います。



■ がんの診断確定について (がん診断特約、抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約を付加した場合)

がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることをいいます。

■ 抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約の給付金お支払対象について

(抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約を付加した場合)

【お支払対象となる抗がん剤治療】

がん責任開始日以後に診断確定されたがんの治療を目的とした入院^{※1}または通院(往診を含みます)により、公的医療保険制度の給付対象(薬剤料または処方せん料の算定対象)となる腫瘍用薬を用いた抗がん剤治療が腫瘍用薬治療給付金のお支払対象となります。

* ホルモン療法・内分泌療法などの治療法にかかわらず、そのがん治療に公的医療保険制度の対象となる腫瘍用薬が用いられた場合はお支払対象となります。(ホルモン療法などでも、腫瘍用薬が用いられる場合もありますのでご注意ください。)

* 「ホルモン剤」のみ、または「生物学的製剤」のみを用いた抗がん剤治療は腫瘍用薬治療給付金のお支払対象となりません。

※1 診断群分類点数表により算定される入院(処置や投薬などの診療行為に対して包括的に評価をし1日あたりの診療点数を定める入院)のうち、医師診療報酬点数表において腫瘍用薬にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象となる入院を含みます。

【腫瘍用薬について】

入院または通院をされた時点において、日本標準商品分類における「腫瘍用薬」に分類される医薬品をいいます。

<腫瘍用薬の使用割合>

入院	外来
入院患者に使用されたレジメン(抗がん剤の治療計画)のうち、 腫瘍用薬は 96.3% に使用されています。 (ホルモン剤、生物学的製剤との併用を含む)	外来患者に使用されたレジメン(抗がん剤の治療計画)のうち、 腫瘍用薬は 83.2% に使用されています。 (ホルモン剤、生物学的製剤との併用を含む)

石川ベンジャミン光一、松田晋哉編集:平成20年度 厚労科研松田班DPC調査に基づくがん化学療法ポートフォリオ,じほう,2009より当社調べ(入院:症例数をもとに算出/外来:患者数をもとに算出)

医薬品の分類 ^{※2}	主な目的	主な医薬品の名称(使用されるがんの部位例)
保障の対象 腫瘍用薬	がん細胞を破壊すること	●シスプラチン(肺がんなど) ●カルボプラチン(卵巣がんなど) ●フルオロウラシル(大腸がんなど) ●タモキシフェン(乳がんなど)
保障の対象外 ホルモン剤	ホルモンバランスに影響を与えること	●リュープロレリン(乳がんなど) ●ゴセレリン(前立腺がんなど)
保障の対象外 生物学的製剤	免疫機能に影響を与えること	●乾燥BCG日本株(膀胱がんなど) ●インターフェロンα(白血病など)

※2 平成23年7月現在の「日本標準商品分類」における医薬品の分類を適用

* 医薬品の分類については「独立行政法人 医薬品医療機器総合機構」のホームページ(<http://www.pmda.go.jp>)でもご確認いただけます。

メディフィットS 商品概要

■メディフィットSの特徴

■特徴1

お手頃な保険料で、保障は一生続きます。しかも保険料は一生あがりません。

■特徴2

入院中の公的医療保険制度対象手術を保障。約1,000種類の手術が対象です！

■特徴3 (先進医療特約(11)を付加した場合)

先進医療保障が充実！ しっかり備えられます。

<3つの充実のポイント>

- ①先進医療給付金(技術料相当額)と先進医療一時給付金5万円をお支払い
- ②通算2,000万円を限度に保障(先進医療給付金と先進医療一時給付金の通算となります)
- ③保障は一生涯

■特徴4 (がん診断特約を付加した場合)

初めてがんと診断確定されたときに、がん診断給付金(一時金)をお支払い。

以降は、がんによる入院をされたときにお支払い！

■特徴5

がん以外の病気やケガもしっかり保障。がんによる入院は支払日数無制限で保障！

■特徴6 (がん医療特約を付加した場合)

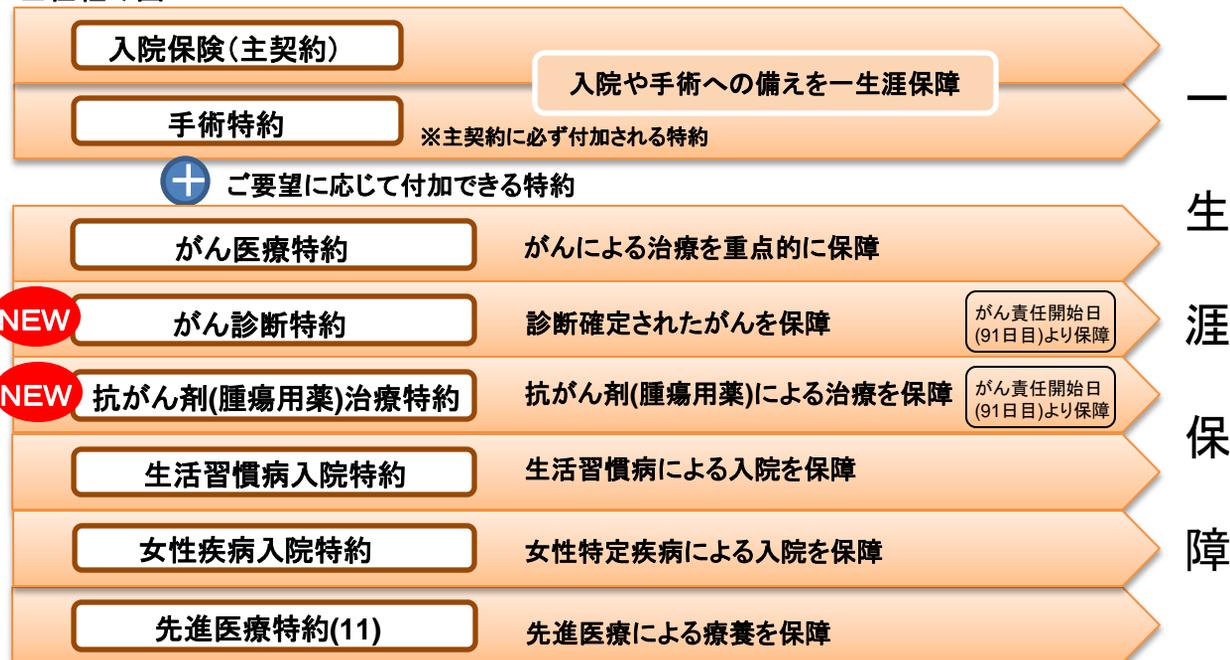
がんによる放射線治療・骨髄移植を受けられたときに保障！

■特徴7 (抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約を付加した場合) * 腫瘍用薬=しゅようようやく

入院または通院での抗がん剤(腫瘍用薬)による治療を一生涯保障！

給付対象を腫瘍用薬に限定することで、お手頃な保険料(保険料は一生あがりません)を実現。

■仕組み図



お問い合わせは次にお願います。
メディケア生命 経営管理部 (03)5621-3310